

## 事業概要説明資料

所属名 城東区役所

経営課題3 いじめ・不登校対策事業

## 〔事業目的〕

いじめは、いじめを受ける子どもの人権が侵害され、尊厳が損なわれる重大な問題であり、いじめる側や観衆・傍観者を含め、子どもの健全な成長にとって看過できない悪影響を及ぼす深刻な問題である。

行政や学校にとって最も大切な責務は、「いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を回復していく」ために、いじめに苦しむ子どもやその保護者を支援することであり、これを実現していくには、学校においては、いじめ(あるいはいじめの可能性)に気づき、初期段階から適切な対応を行うとともに、区役所においても、いじめや不登校に関する啓発等を実施する。

## 〔事業内容〕

- いじめ・不登校に関する啓発の取組  
城東区の子どもたちが生き生きと学び、心豊かに暮らしていけるまちづくりに向けた取組として、令和2年度に「城東区いじめ撲滅宣言」を行い、区役所内に「いじめ・不登校連絡窓口」を設置するなど、いじめ・不登校対策に関する取組みを行っている。  
また、区内中学校の生徒が一同に会し、主にいじめの課題について主体的に考える機会として、「城東区中学生サミット」を開催している。
- 小中学校における不登校生徒の居場所づくり  
学校には登校できるが、教室に入ることができない不登校または不登校傾向にある児童生徒のために、学校内に整備した居場所(スクールサポートルーム)等に学習支援員の派遣を行う。
- 城東区スクールロイヤー事業の実施  
いじめや不登校を含む様々な問題について、学校から弁護士等の専門家に電話、メール等によりダイレクトに相談できる仕組みを作り、適正な問題解決に繋げる。  
また、児童生徒どうしのトラブルやいじめがSNSの発達により、学校外でも頻繁に起こるようになり、家庭においても見えにくい状況になっている。その結果、不登校の原因やいじめを学校で把握しづらく、深刻な状況に至ってから学校教員が介入する事案が増えている。そういった事案を未然に防止するため、弁護士によるこどもを対象とした、いじめやこどもの人権について考え、学べる出前授業(または教員への講習)を実施する。
- 城東区教育会議等の開催  
教育の振興に係る施策・事業、並びにこれに関連する分野の施策・事業について、その立案段階から保護者及び地域住民その他の関係者の意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に関し意見を聴くことを目的に開催する。

## 〔事項別内訳〕

(単位:千円)

事 項	7年度	8年度	備 考
こどもの登校・学習支援事業	8,550	9,046	
城東区スクールロイヤーによる児童出前授業	0	616	
城東区スクールロイヤー事業	1,254	376	
いじめ・不登校に関する啓発の取組	768	297	
城東区教育会議の開催	42	50	
学校内における不登校児童生徒の居場所づくり	4,601	0	
合 計	15,215	10,385	